

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年1月9日

香川県監査委員 林 勲  
同 大西 均  
同 山田 正 芳  
同 十河 直

- 1 監査対象部局 人事委員会事務局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 支出について 県外旅費について、駐車場利用に係る旅費の支給漏れがあるため、追給する必要がある。	ア 支出について 指導に沿って、速やかに追給を行った。 今後、職員が県外出張をする際に高松空港まで自家用車で行った場合には、当該職員に有料駐車場利用の有無を確認することとし、有料駐車場の利用があった場合には、当該駐車場の利用に係る領収書の提出を求めるとともに、旅費システムの入力が適正かどうかを確認することとする。